

8 税士入会サム・ライズ
 料金後納郵便
 お客様と共に
 走り続けるパートナー
 ゆうメール

ご縁をいただいた、あなたにお届けする・・・ おしどり通信



星由美版 Vol.16



こんにちは！

まもなく桜の季節ですね！桜を見ると新入社員の頃のお花見初体験を思い出します。お花見が寒いものだと、いうことを知らず薄着で行って、あまりの寒さに出してもらったおでんを汁まで飲み干してお腹がいっぱい

になりました（笑）。さて、今回は弊社未来会計法人メイキットの石田から、皆さんにおめでたいお話をさせていただきます！では**石田さん、どうぞ！**

大学院を卒業しました！

今月頭、ついに！！私が税理士資格を取るために通っていた大学院の**卒業が決まりました！**キリスト教の大学なので、ハリーポッターのような格好で卒業式を過ごしました♪一緒に写っているのは、お世話になった教授軍団です。働きながら



1年半という、最短期間での卒業が認められ、大変嬉しく思います。1年半を振り返ると、大好きな睡眠時間を削り、友達と遊ぶ時間も抑え、時には投げ出したくなる時もありました。

卒業間近の2月には、担当教授から「**石田さんの論文は何を言いたいのかわからないよ**」とまで言われ、最後の最後まで手のかかる生徒だったと思います。担当教授はこんな私を見捨てることなく、最後には笑顔で送っていただきました。もう一つ、2月の

將軍の日（中期5カ年計画）の開催日と、卒業面接試験日

がかぶるというアクシデントまで起き、**急遽講師をやり逃げた社員の藤野**と、**私の役目をやってくれた社員の鈴木**には感謝の言葉しかありません。そしてさらに思い返すと、入社当初は5科目全ての試験に合格して林公士郎のような「**ザ・税理士**」になることが夢でした。入社後2年間は週4社員、週1専門学校という生活を送っていました。そんなサムライズ



が

卒業面接試験日

時代の私はこちらです（笑）。約5年前です（笑）



この時は、大学院に行っ

て残りの2科目を免除

で取ろうなんて、1ミリ

も思っていないでした

（〜）。試験受けないこと

=「負け」だと思い込んで

いました。結局試験は

4年間落ち続け諦めようとして

いました。でもやっぱり

税理士になりたい！今しかない！

と思い、変なこだわりは捨てて、大学院入学を決意

しました。最終的には、

手段はどうであれ「税理士になるんだ」という私の意

地

で走り続けられたのだと思

います。なんと**11年か**

かりましたー！

改めて私が卒業できたのは、私の事を全力で応援して

くれた**家族、友人、会社の人たち、お客様、大学院の**

教授などの**支えがあったから**です。この場をお借りし

て、**感謝申し上げます！！**

実家近くにいる**88歳の祖父**に

もすぐ会いに行き、かなり珍

しく笑、写真を撮りました〜（〜）

とても喜んでくれました。今は

メイキットでガツガツコンサル

ティングをやっていますが笑。

税理士としても力をつけてい

きますので、今後ともよろしく

お願い致します。

by 重由美

石田さん、卒業おめでとう！！

きっと人生で一番

仕事をし、悩んだ1年半だったこと

でしょう。そして、

振り返ると一番充実した時間だ

ったと思う日がき

ます。これからも期待しています！

by 公士郎

石田、卒業おめでとう！！

半年前、3月の卒業は、無

理と言っていたので、こりゃ〜駄目か

かと思っていたが、流石の気合卒業、

良かったですなあ（笑）過去

未来の会計すなわち、「時をかける

税理士」として、御客様に貢献して

☆おしどり通信は、林公士郎・重由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただければ幸いです☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1123 埼玉県川越市藤田本町11-1 川越シティビル7F TEL: 049-249-0222 FAX: 049-249-0220

e-mail: ayumi-hayashi@some-raize.net URL: http://www.some-raize.jp 発行編集責任者：林 重由美

鈴木 一徳 プロフィール ～こう見えて実は・・・～

初めましての方
も普段お会い
している方も
私のことを
もっと知って
頂けたら幸い
です！



- 1979年8月31日生まれ
- 埼玉県出身、埼玉から出たことない埼玉っ子
- B型♂（よくA型？と言われます）
- 乙女座
- 視力は0.06しかありません…一番上の文字見えません
- 身長170cm 体重57kg（痩せてるわりによく食べる）
- 高校生のときはアウトドア部でした。基本インドア時々アウトドアです(笑)
- 少年野球やってました。実は関東2位になるくらい強いチームでした
- 犬派
- 好きな食べ物：焼肉、寿司、らーめん、スイーツ
- 苦手な食べ物：きゅうり、激辛なもの
- 趣味：サッカー観戦。ゴール裏でとんだり跳ねたりしてませんのでご安心下さい。
- 好きな漫画：ろくでなしBLUES、浦安鉄筋家族、ワールドトリガー、賢い犬リリエントール、お父さんは心配性
- 手、指が綺麗と言われます。
- 実はBABYMETALなどハードな音楽が好きです。
- お酒が弱くコップ一杯で真っ赤になります。

March
2018

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

事務所通信

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2018年3月号

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

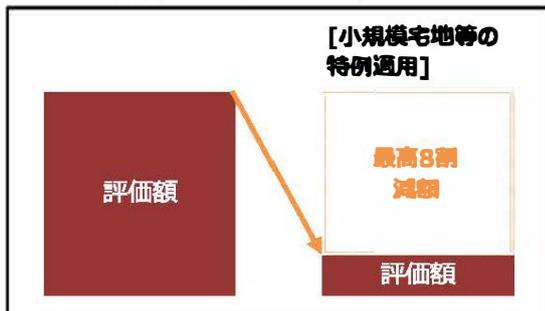
TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

小規模宅地等の特例が改正 50%減額は「3年」貸付が必要に

平成30年度税制改正大綱が平成29年12月22日に閣議決定されました。今回はこの閣議決定された大綱のうち、小規模宅地等の特例の改正から、「貸付事業用宅地等の範囲の見直し」をピックアップしてお届けします。

小規模宅地等の特例

被相続人等の住まいや事業に利用していた土地を相続（遺贈を含む。以下同じ）により取得したときに、これらの土地をそのまま評価して相続税を課すことは、この土地を継続して生活や事業として利用することを阻害する要因になりえます。そのためこれらに対する配慮として、一定の要件に該当する場合には、次ページの利用区別に評価額を最高8割まで減額してもらえる制度があります。これを「小規模宅地等の特例」といいます。



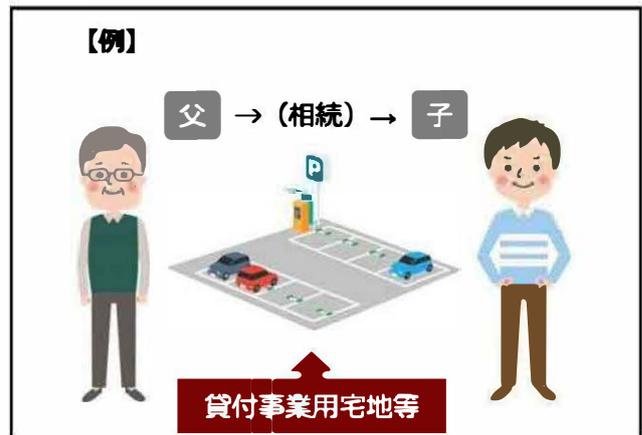
今回、平成30年度税制改正大綱内で、この小規模宅地等の特例についての見直しがいくつか挙げられています。そのうち以下の貸付事業用宅地等の範囲の見直しがありました。

貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除く。）を除外する。

（注）上記の改正は、**平成30年4月1日以後に相続により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については適用しない。**

貸付事業用宅地等の範囲の見直し

貸付事業用宅地等とは、相続開始直前に“貸付事業”として利用されていた宅地等のうち、次ページ「貸付事業用宅地等の要件」の区分に応じた要件全てを満たす被相続人の親族が相続により取得したものをいいます。この場合における「貸付事業」とは、“不動産貸付業”“駐車場業”“自転車駐車場業”及び、事業と称するに至らない不動産の貸付その他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」をいいます。具体的には、父からコインパーキングの宅地を相続により取得し、継続してその貸付を行っている場合のその宅地が貸付事業用宅地等に該当します。



貸付事業用宅地等に該当した場合には、200㎡を上限に5割の減額が受けられます。

【計算例】貸付事業用宅地等に該当する場合

前提：宅地の評価額…3,000万円、面積…300㎡

小規模宅地等の特例による減額：
 $3,000万円 \times 200㎡ / 300㎡ \times 50\%$
 = 1,000万円

改正が適用されないケースを確認

今回の見直しは、相続開始直前に評価額を引下げる“行き過ぎた節税行為”を防ぐためといわれています。そのため括弧書きで、一定期間事業的規模で貸付事業を行っている者

が除外されている他、経過措置として改正の適用開始日である“平成30年4月1日”前から貸付事業用宅地等としている場合には、この改正を適用しない旨が記載されています。

なお、最終的な改正内容は、実際の改正法令等で確認する必要があります。

参考：小規模宅地等の特例 – 減額割合と貸付事業用宅地等の要件 –

参考：国税庁HP タクスアンサー「No.4124 相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例（小規模宅地等の特例）」より

○利用区分別減額割合（平成27年1月1日以後相続開始分）

相続開始直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額割合	
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%	
	貸付事業用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%	
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業（貸付事業を除く）用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%	

（用語の定義・留意点）

- ・被相続人等…被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族
- ・宅地等…土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されているもの（棚卸資産及びこれに準ずる資産に該当しないもの）
- ・一定の法人…相続開始直前において被相続人及び被相続人の親族等が法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を有している場合におけるその法人（相続税の申告期限において清算中の法人を除く）
- ・限度面積…貸付事業用宅地等と他の小規模宅地等の特例を併せて選択する場合には、一定の公式に従い限度面積を判断します

○貸付事業用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等に係る貸付事業を行っていること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

マイナンバーの利用で省略が可能となる社会保険の手続き

昨年11月13日よりマイナンバー情報連携の本格運用が開始されました。情報連携では、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報のやり取りをし、行政の各種事務手続きで提出する必要があった書類を省略することができます。そこで、情報連携により変化する社会保険の手続きを確認しておきましょう。

すでに省略可能となっている書類

社会保険の分野においても、マイナンバーの情報連携の本格運用により、すでに次のような手続きについて、それぞれ次の書類の提出を省略することができます。

申請者	手続き内容	省略書類
協会けんぽに加入している被保険者（一部の人を除く）	高額療養費等の申請	(非) 課税証明書の添付書類
健康保険組合に加入している事業所	被保険者の氏名変更の届出	氏名変更届

その中で、日本年金機構が管理している情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民票の情報が相違している等の理由により、日本年金機構においてマイナンバーの確認ができない状況が発生しています。そのため、確認ができない被保険者がいる事業所へ、平成29年12月中旬以降、「マイナンバー等確認リスト」（以下「リスト」）が送付されています。リストが送付された事業所では、確認対象となっている被保険者のマイナンバーを確認し、リストに記入するとともに返送手続きを行うこととなります。事前にこの手続きを行うことで、今後の事業者側の手続きや管理の手間が省略できることとなるため、確実に行っておきたいものです。

日本年金機構でのマイナンバー利用

これまで社会保険の届出に関してマイナンバーの利用が遅延されてきた日本年金機構では、平成30年3月からの利用開始に向けて、現在、被保険者（※）の基礎年金番号にマイナンバーを結びつける作業が行われています。

※被保険者とは、全被保険者（厚生年金保険被保険者）および被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）をいいます。

今後省略が可能となる手続き

日本年金機構でマイナンバーの利用が開始されると、健康保険組合と同様に氏名変更届の提出が省略できるほか、引越しをしたときの住所変更届の提出も省略できることとなります。

なお、現状でも年金に関しては、マイナンバーを利用することで相談や年金記録の照会が可能です。今後はこれらに加え、年金請求時に必要だった住民票や所得証明書等の添付が不要になる予定です。

すでにリストを返送した事業所もあるかと思いますが、対応されていない事業所はマイナンバーを利用できるメリットを踏まえた上で、早めに対応するようにしましょう。なお、全被保険者のマイナンバーの結びつけができた事業所には、リストは送付されません。

業種別にみる企業の年間休日総数

「働き方改革」が進められる中、企業においても働き方に関する社内制度の見直しが必要になることが出てくるでしょう。ここでは、自社の現状把握のための参考資料として、業種別に年間休日に関するデータをみていきます。

100～109日の割合が最も高い

平成29（2017）年12月に発表された調査結果（※）によると、調査対象企業全体（以下、全体）の28年の1企業平均年間休日総数は108.3日で、27年より0.3日増加しました。労働者1人平均年間休日総数は113.7日で、27年より0.1日少なくなりました。年間休日総数階級別では100～109日の割合が34.2%で最も高く、120～129日が27.7%で続いています。100～129日までの階級の企業割合が高いことがわかります。

120日を上回る業種も

年間休日総数階級別の割合を業種別にみると、120～129日が最も高い業種が多く、次いで100～109日が多くなりました。1企業平均年間休日総数は全体の108.3日を上回ったのが9業種で、労働者1人平均年間休日総数が全体の113.7日を上回ったのが8業種となりました。平均年間休日総数が120日を超える業種がある一方で、100日を下回る業種もみられます。

貴社の年間休日総数は、業界平均と比較してどの程度だったでしょうか。

業種別 年間休日総数階級別企業割合等（%、日）

	69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上	1企業平均年間休日総数	労働者1人平均年間休日総数
全体	1.2	3.5	6.0	9.9	34.2	16.1	27.7	1.2	108.3	113.7
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.7	7.8	15.6	45.5	14.8	15.6	-	105.8	110.2
建設業	1.4	2.8	18.5	14.5	30.6	7.4	23.3	1.5	104.7	113.1
製造業	-	0.7	3.4	9.3	28.2	28.4	29.6	0.5	111.7	117.8
電気・ガス・熱供給・水道業	-	2.4	1.2	2.4	10.8	21.3	61.4	0.5	117.0	120.8
情報通信業	0.2	-	-	0.8	8.0	10.0	79.8	1.3	121.1	121.7
運輸業、郵便業	2.1	10.6	13.7	21.4	33.4	5.0	12.5	1.4	99.3	104.3
卸売業、小売業	1.8	2.7	6.1	12.2	41.3	11.4	23.1	1.3	106.3	111.5
金融業、保険業	-	0.4	0.4	-	3.3	6.0	88.2	1.8	121.2	121.0
不動産業、物品賃貸業	1.2	0.3	6.5	11.6	28.8	9.4	39.5	2.8	110.8	114.3
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	2.5	16.1	11.8	69.3	0.3	118.8	120.8
宿泊業、飲食サービス業	5.2	15.3	9.6	12.0	42.8	8.1	5.8	1.2	97.7	102.0
生活関連サービス業、娯楽業	2.6	7.9	10.4	12.5	47.0	3.7	15.9	0.1	101.7	103.0
教育、学習支援業	0.1	3.0	5.7	5.0	26.2	17.5	30.0	12.6	113.8	116.1
複合サービス事業	0.5	0.5	3.4	13.7	14.8	16.0	50.1	0.9	113.0	122.6
サービス業（他に分類されないもの）	1.5	1.3	6.3	5.3	34.6	13.7	36.3	1.0	110.3	112.3

厚生労働省「平成29年就労条件総合調査の概況」より作成

（※）厚生労働省「平成29年就労条件総合調査の概況」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者が30人以上の民間企業を対象に、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業を客体として、29年1月1日現在の状況について、年間については、平成28年1年間の状況について調査を行っています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/17/index.html>

業種別のソーシャルメディアサービス活用状況

昨年の新語・流行語大賞に「インスタ映え」が選ばれるなど、SNSをはじめとしたソーシャルメディアサービスの活用が盛んです。ここでは、企業のソーシャルメディアサービス活用状況とその目的をみていきます。

20%を超えた活用企業割合

総務省の調査結果（※）から、業種別に回答企業のソーシャルメディアサービス活用割合の推移をまとめると、表1のとおりです。

【表1】ソーシャルメディアサービスの活用割合の推移（%）

	24年	25年	26年	27年	28年
全体	15.7	15.1	17.6	23.2	21.8
建設業	8.3	11.2	14.1	20.4	14.2
製造業	13.2	8.7	10.7	13.1	12.0
運輸業	4.5	8.6	10.1	14.0	13.6
卸売・小売業	17.6	18.8	22.6	25.5	28.9
金融・保険業	17.4	17.9	25.8	30.5	33.2
不動産業	34.2	28.1	32.2	38.5	32.3
サービス業、その他	20.2	20.4	22.3	32.2	27.4

総務省「通信利用動向調査」より作成

全体では平成27年に20%を超えました。業種別にみると、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、サービス業、その他の活用割合が高く、24年以降はいずれも全体の活用割合を

超えています。中でも卸売・小売業と金融・保険業は、活用割合が毎年高まっています。

紹介や宣伝での活用割合が高い

次に、28年のソーシャルメディアサービス活用企業における活用目的をまとめると、表2のとおりです。全体では商品や催物の紹介、宣伝の割合が66.8%で最も高くなりました。次いで、定期的な情報の提供が57.8%となっています。業種別にみると、運輸業と金融・保険業では、定期的な情報の提供の割合が、その他の業種では、商品や催物の紹介、宣伝の割合が最も高くなっています。なお、建設業や運輸業では、会社案内、人材募集での活用割合が50%程度と高い状況です。

【表2】ソーシャルメディアサービス活用企業における活用目的（複数回答、%）

	マーケティング	商品や催物の紹介、宣伝	定期的な情報の提供	会社案内、人材募集	消費者の評価・意見の収集	その他	
全体		23.5	66.8	57.8	35.4	14.3	5.4
建設業		17.2	58.0	57.9	49.9	13.2	4.3
製造業		21.3	58.2	46.6	26.7	16.6	8.0
運輸業		10.9	51.7	56.8	50.4	12.5	12.4
卸売・小売業		26.2	76.5	55.7	35.8	17.5	0.8
金融・保険業		32.0	69.7	73.3	30.0	16.0	7.9
不動産業		33.1	79.4	49.3	23.6	20.4	6.2
サービス業、その他		23.7	65.4	62.8	35.8	11.4	6.6

総務省「通信利用動向調査」より作成

人手不足の状況が続く中、人材採用のためにソーシャルメディアサービスを活用する企業は、今後も増えることが予想されます。まだ活用していない企業も、今後の利用を検討されてはいかがでしょうか。

（※）総務省「通信利用動向調査」

全国の世帯（全体、構成員）および公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業を対象に、毎年行われているサンプル調査です。ソーシャルメディアとは、ブログやソーシャルネットワークサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアをいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2018年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備
3. 社会保険料の変更
4. 労働契約法第18条による無期転換申込権の発生
5. 労働者名簿の調製
6. 新入社員のオリエンテーション

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までに（平成30年は4月16日までに）その社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 社会保険料の変更

平成30年4月より労災保険率が改定され、全54業種平均で0.2/1000の引下げ（4.7/1000 → 4.5/1000）となります。30年度の雇用保険料率は、29年度より変更はありません。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の9	1000分の6	1000分の3
農林水産・清酒製造の事業	1000分の11	1000分の7	1000分の4
建設の事業	1000分の12	1000分の8	1000分の4

健康保険料率、介護保険料率も3月分（4月納付分）から変更となります。国民年金保険料は4月より引き下げられ、月額16,340円となります。

4. 労働契約法第18条による無期転換申込権の発生

平成25年4月以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超えると、労働契約法による無期転換申込権が発生します。30年4月以降、権利が発生した従業員への対応が必要です。

5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

◆主な説明内容

◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定

◆主な渡し物

◇貸与物品 ◇配付物品

◆主な提出物

◇誓約書 ◇身元保証書



取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	日	大安	
2	月	赤口	
3	火	先勝	
4	水	友引	
5	木	先負 清明	
6	金	仏滅	
7	土	大安	
8	日	赤口	
9	月	先勝	
10	火	友引	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	先負	
12	木	仏滅	
13	金	大安	
14	土	赤口	
15	日	先勝	
16	月	先負	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
17	火	仏滅	
18	水	大安	
19	木	赤口	
20	金	先勝	●数雨 ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
21	土	友引	
22	日	先負	
23	月	仏滅	
24	火	大安	
25	水	赤口	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	昭和の日
30	月	大安	●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで [以下、5月1日まで] ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告

3 staff 編集後記



税理士事務所である弊社は、現在確定申告真っ只中です。
 ※この事務所通信が届くころは終わっていると思いますが。。バタバタな日常ですが、ふと足を止めて周りを見ると春が確実に来ていました。
 なぜ、わかるか???それはマスクをして目を赤くした人が増えていました。そうです!花粉です(笑)
 辛いですよね~(:▽:)
 さて、そんな3月は卒業シーズン。卒業式に流行った歌で生まれた年代がわかりますよね~(笑)ちなみに私の時は斉藤由貴の【卒業】でした。今回のお題は~

最初買った歌はなんですか??

石田



中学生の時に買った、浜崎あゆみの「I am」です♪振り返ると、小学生の時は、ひたすらレンタル屋に行って、MDに録音していました~!小学生の時は、ELTやSPEED、モー娘に夢中。車の中では、母の大好きなテレサテンに夢中(笑)

小笠原



私が最初に購入したものは、布施明の【シクラメンのかほり】! 洗いですよね~。小学生の時、放送委員で給食時には放送室で全校に曲を流していました。その時に流したこの曲が当時小学生だった私の心に刺さり(笑)購入!

黒田



私が初めて購入した歌は、「めざせポケモンマスター」でした。当時一回り以上小さいCDで買ったときは驚きました。最初は弟とふたいで歌えるようになるまで聞きましたが、当時はCDで聞かずともどこにいても流れていたのが次第に聞かなくなりました。

鈴木



初めて買ったのは中学二年でhideのTELL MEでした。紅白歌合戦で初めてXを見て衝撃を受けた記憶があります(笑)それからヴィジュアル系の音楽にはまって実は今でも好きなんです。さて、今年はX JAPANのアルバムは出るのでしょうか?

相蕨



初めて買ったCDは中学生の時に買ったラルクアンシエルの「READY STEADY GO」です。当時アニメの鋼の錬金術師をよく見ていて、今では使わなくなりましたがポータブルCDプレイヤーなどを持って公文に通っていたときはよく聞いていました。

瀬川



東海林



小さい頃にCDを買ったことはありませんでした。初めて買ったのは多分大学生のころにLIVEのチケットに応募するために買ったRADWIMPSの絶体絶命というアルバムが初めてだと思います。見事チケットが当たり、友人とLIVEを観に行きました。

那須野



trfの「Boy MEETS Girl」です♪ポイミーツガール〜というあの出だしが好きすぎて、中学時代自転車通学で大声で毎日歌っていました。今は見かけない、手のひらサイズのシングルSDで、大切に専用のケースに入れていましたね。懐かしい〜

今の若い人はCDは買わないのかしらね？
みんなネットからダウンロードなんですよ。さみしいです(.-.)

【お知らせ】

◆ 4/10 火曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。

